

## VIII その他

### 1. 徴税費等の状況

(単位:千円、%)

区 分	令和3年度			令和4年度			令和5年度				
	金 額	構成比	前年 度 比	金 額	構成比	前年 度 比	金 額	構成比	前年 度 比		
市 税 (A)	4,676,237	78.22	101.17	5,044,112	77.53	107.87	5,104,646	77.41	101.20		
個 人 道 民 税 (B)	1,302,336	21.78	101.75	1,461,684	22.47	112.24	1,489,669	22.59	101.91		
合 計 (C)	5,978,573	100.00	101.30	6,505,796	100.00	108.82	6,594,315	100.00	101.36		
徴 税 費	人 件 費	基 本 給	53,727	42.20	96.42	54,446	35.91	101.34	54,322	39.09	99.77
		諸 手 当	33,470	26.29	95.64	34,453	22.72	102.94	32,152	23.14	93.32
		そ の 他	23,364	18.35	98.96	22,302	14.71	95.45	22,497	16.19	100.87
		小 計	110,561	86.84	96.71	111,201	73.33	100.58	108,971	78.41	97.99
	需 用 費	旅 費	228	0.18	34.86	985	0.65	432.02	657	0.47	66.70
		そ の 他	16,345	12.84	77.28	39,307	25.92	240.48	29,185	21.00	74.25
		小 計	16,573	13.02	76.01	40,292	26.57	243.12	29,842	21.47	74.06
	そ の 他	報奨金及びこれに 類する経費	0	0.00	-	0	0.00	-	0	0.00	-
		そ の 他	177	0.14	-	145	0.10	81.92	162	0.12	111.72
		小 計	177	0.14	-	145	0.10	81.92	162	0.12	111.72
	合 計 (D)		127,311	100.00	93.52	151,638	100.00	119.11	138,975	100.00	91.65
	道 民 税 徴 収 取 扱 費	納税通知及び納税義務者 数を基準とした金額	53,796	100.00	98.73	53,286	100.00	99.05	52,824	100.00	99.13
報奨金の額に相当する金 額		0	0.00	-	0	0.00	-	0	0.00	-	
合 計 (E)		53,796	100.00	98.73	53,286	100.00	99.05	52,824	100.00	99.13	
道民税徴収取扱費を除く徴税費 (D)-(E)=(F)		73,515	/	90.05	98,352	/	133.78	86,151	/	87.59	
税 収 入 に 対 す る 徴 収 費 の 割 合	市税及び個人道民 税に対する割合 (D)/(C)	2.13			2.33			2.11			
	市税に対する割合 (F)/(A)	1.57			1.95			1.69			
徴 税 吏 員 数		20			20			21			

※各年課税状況調より

## 2. 市税現行税率等一覧 - 1 -

区分	課税客体・納税義務者等	賦課期日	税 率	申告期限	納 期 限
市 民 税	個人	1 市内に住所を有する個人(均等割・所得割) 2 市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で市内に住所を有しないもの(均等割)	1月1日 均等割 3,000円 (平成26年度～令和5年度:500円加算) 所得割 6%	市民税の申告 3月15日 給与支払報告書 1月31日	<普通徴収> 第1期 6月30日 第2期 8月31日 第3期 10月31日 第4期 12月26日 <特別徴収> 徴収月:6月～翌年5月 納期限:徴収月の翌月10日
	法人	1 市内に事務所又は事業所を有する法人(均等割・法人税割) 2 市内に宿泊所、クラブ、寮、その他これらに類する施設を有する法人で、市内に事務所・事業所を有しないもの(均等割)	<均等割> ① 資本金の金額が1,000万円以下である法人で市内に有する事務所、事業所又は寮などの従業者数の合計数が50人以下であるもの 年額 60,000円 ② 資本金の金額が1,000万円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの 年額 144,000円 ③ 資本金の金額が1,000万円を超え1億円以下である法人で従業者数の合計数が50人以下のもの 年額 156,000円 ④ 資本金の金額が1,000万円を超え1億円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの 年額 180,000円 ⑤ 資本金の金額が1億円を超え10億円以下である法人で従業者数の合計数が50人以下のもの 年額 192,000円 ⑥ 資本金の金額が1億円を超え10億円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの 年額 480,000円 ⑦ 資本金の金額が10億円を超え50億円以下である法人で従業者数の合計数が50人以下のもの 年額 492,000円 ⑧ 資本金の金額が10億円を超え50億円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの 年額 2,100,000円 ⑨ 資本金の金額が50億円を超える法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの 年額 3,600,000円 <法人税割> 8.4%	事業年度終了後 2ヶ月以内 均等割のみは 5月1日	申告期限と同じ 事業年度終了後2ヶ月以内 均等割のみは 5月1日
市 民 税	固定資産税	(課税客体) 固定資産・・・土地・家屋・償却資産 (納税義務者) 固定資産の所有者	1月1日 (免税点) ・土地 30万円 ・家屋 20万円 ・償却資産 150万円	1.4% 償却資産の申告 1月31日	第1期 5月31日 第2期 7月31日 第3期 9月30日 第4期 11月30日
	都市計画税	(課税客体) 都市計画区域内(用途地域内)に存在する土地・家屋 (納税義務者) 都市計画区域内(用途地域内)に存在する土地・家屋の所有者	1月1日 (免税点) ・固定資産税が免税点となるもの	0.3%	固定資産税と同じ

## 2. 市税現行税率等一覧 - 2 -

区分	課税客体・納税義務者	賦課期日	税 率	申告期限	納 期 限
軽自動車税種別割	(課税客体) 原動機付自転車 軽自動車 小型特殊自動車 二輪の小型自動車 雪上車 (納税義務者) 軽自動車等の所有者又は使用者	4月1日	1) 原動機付自転車 50cc以下 ..... 2,000円 特定小型 ..... 2,000円 90cc以下 ..... 2,000円 125cc以下 ..... 2,400円 ミニカー ..... 3,700円 2) 軽自動車 2輪のもの(側車付含む) 3,600円 3輪のもの ..... 3,900円 4輪以上 のもの 乗用のもので営業用 ..... 6,900円 " 自家用 ..... 10,800円 貨物用のもので営業用 ..... 3,800円 " 自家用 ..... 5,000円 3) 小型特殊自動車 農耕作業用 ..... 2,400円 その他のもの ..... 5,900円 4) 二輪の小型自動車 ..... 6,000円 5) 雪上車 ..... 3,600円	(取得申告) 所有者等となった日から15日以内 (廃車申告) 所有者等でなくなった日から30日以内	全期分 5月31日
環境性能車割税	(課税客体) 売買などで軽自動車を取得した取得者	取得時	非課税、0.5%、1%、2% (免税点) 取得価格の50万円		
たばこ税	(課税客体) たばこ販売 (納税義務者) たばこ製造者又は卸売販売業者		R6.4.1現在 6,552円/1,000本	毎月販売分につき 翌月末日まで	申告期限と同じ 毎月販売分につき 翌月末日まで
特別土地保有税	(課税客体) 土地 (納税義務者) 土地の所有者又は取得者		保有・・・土地取得価格の 1.4% 取得・・・土地取得価格の 3.0% (免税点) 5,000㎡		※平成15年度より 当分の間、課税停止
入湯税	(納税義務者) 鉱泉温泉の入浴客 ただし次に掲げる者は課税免除 (1) 年齢12歳未満のもの (2) 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者 (3) 療養のため引続き7日以上滞在して入湯する者 (4) 修学旅行の生徒及び引率の教員 (5) 日帰りで入湯する者 (徴収の方法) 旅館等の経営者による特別徴収		1人1日 150円	翌月15日まで	申告期限と同じ 翌月15日まで
国有資産等所在市町村交付金	(交付金算定客体) 国、地方公共団体所有の固定資産で貸付資産等 (交付義務者) 国、地方公共団体	前年の3月31日	交付金算定標準額の 1.4%		交付期限 6月30日